

熊本市一般職の職員の給与に関する条例及び熊本市業務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について

熊本市一般職の職員の給与に関する条例及び熊本市業務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市一般職の職員の給与に関する条例及び熊本市業務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

(熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 5 条第 1 項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第 31 条の 4 の見出しを「(特定新型インフルエンザ等対策派遣手当)」に改め、同条中「第 44 条に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置」を「第 26 条の 8 に規定する特定新型インフルエンザ等対策」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

(熊本市業務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 熊本市業務職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成 19 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律(令和5年法律第14号)の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(提出理由)

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律(令和5年法律第14号)の施行による地方自治法(昭和22年法律第67号)等の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。